

議発第7号

広報広聴特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年5月16日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	安田彰	橋本勝弘
石川紀子	鷺山記世	高橋篤仁
大井正	山田浩司	藤原正光
富田まゆみ	勝川志保子	松浦昌巳
嶺岡慎悟	藤澤恭子	鈴木久裕
寺田幸弘	山本裕三	窪野愛子
山本行男	草賀章吉	二村禮一

## 広報広聴特別委員会の設置

### 1 設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項及び掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）第6条第1項の規定により、掛川市議会に広報広聴特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 所管事項

委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会報告会及び出前講座の開催に関すること。
- (2) 広報広聴機能の充実及び強化に関すること。
- (3) DX時代にふさわしい広報広聴のあり方及び改善について調査研究すること。

### 3 定数

特別委員の定数は、6人とする。

### 4 設置期限等

委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続するものとする。